

本州以南はまだまだ暑い日が続いていると思いますが、北海道はもう秋という季節になり過ぎやすくなりました。今号は社会医学系専門医協会からのお知らせと 3 ブロックで開催された指導医講習会の実施報告をお届けします。

## 1 社会医学系専門医協会の動向について

### 経過措置指導医（最後）の申請について

2020 年度の申請は 2019 年 11 月で、10 月にホームページに申請方法が掲載予定。基本プログラム受講必須です。Eラーニングで 7 科目受講可能、視聴レポートを提出することになります。レポートの様式は社会医学系専門医 HP の「専門医制度」「専攻医」の中にあります。

2019 年 8 月に Eラーニング申込について、お知らせ記事が掲載されましたので、最後の経過措置指導医の申請を予定されている方は、ご確認ください。

## 2 ブロック別指導医講習会の実施報告

### (1) 関東甲信越静ブロック：令和元年 7 月 5 日開催

(講師・記録：西垣明子 長野県松本保健所長)

令和元年 7 月 5 日（金）、ホテルニューオータニ長岡において、全国保健所長会主催の関東甲信越静ブロック社会医学系専門医指導医講習会が開催されました。受講者は、所長会会員 52 名、非会員 5 名の計 57 名でした。

5 月に開催された東北ブロック同様、一般社団法人社会医学系専門医協会の専門医・指導医認定委員会作成の「社会医学系専門医制度 説明資料（2019 年度版）」を用いて説明を行い、全国のプログラム数や、指導医・専攻医の人数等は最新の数値を追加説明させていただきました。

質疑では、「専攻医が専門医になった後、指導医を取得するまでの流れについて示してほしい」といったご発言がありました。現在の指導医は、2020 年度までは経過措置指導医が認められ、その申請方法や要件等は協会 HP 上で情報提供しております。また、専門医についても 2017・2018 年度は経過措置専門医を認めており、今年度初めて試験による専門医が誕生する予定です。これら専門医が一定期間活動経験を積んだのち指導医を取得するための流れについては、現時点で具体的にお示しするものはございませんが、今後、認定委員会等で検討されていく予定です。

今回の指導医研修会は、ブロック所長会総会および保健所連携推進会議と同日に開催されました。特に連携推進会議では、厚生労働省健康局健康課の武井貞治課長から「地域保健の最近の動向と課題」、国立感染症研究所感染症疫学センター第三室の多屋馨子室長から「麻疹・風疹流行に備えた危機管理対策のポイントについて」ということで、非常にタイムリーなお話を伺うことができました。

また、夜も、中山均会長をはじめとする新潟県保健所長会の皆様のご尽力により、酒どころ新潟ならではの有意義な意見交換の時間を過ごさせていただいたことに感謝申し上げます。

この4月から、自分自身の更新単位取得も全く進んでいない状況に不安を抱きつつ、「公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会」の委員を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

## (2) 東海北陸ブロック：令和元年7月25日開催

(講師・記録：竹原木綿子 愛知県知多保健所長)

令和元年7月25日、岐阜県健康科学センター（各務原市）において、全国保健所長会主催の東海北陸ブロック社会医学系専門医研修会が開催されました。受講者は、44名（うち保健所職員37名、保健所以外の自治体職員7名）でした。

内容は、一般社団法人社会医学系専門医協会作成の「社会医学系専門医制度 説明資料」

(2019年5月現在の情報)に基づき全ブロック統一することとしています。6月以降に更新された情報も含めて、昨年度本講習会に参加されている指導医の先生方等には最新情報をお伝えできるように心がけました。また、はじめて参加される先生方も含めて、本制度が、専攻医だけでなく専門医、指導医も含めて社会医学に携わる医師それぞれの力（個の力）も、システムの力も次第に向上させていくことを主目的とし、若手の訓練とともに、従事する指導医等の継続的な資質向上を目指すものであることをご理解いただけるように努めました（というか、自分自身が昨年は受講者側で更新制度が複雑であり理解できなかった経験から、今回講師としてご説明するにあたり、方向性、経緯、委員の皆様のご熱意とご苦勞を知ったことで制度をより前向きに感じることができましたので）。

講演日時点での最新情報、追加情報、強調したこととしましては、以下のとおりです。①事務局の所在地の変更に関して（7月1日から）で、新宿区から文京区の住所に変更になっているため郵送の際等は、協会HPで住所のご確認をお願いしたいこと。②第2回専門医認定試験日時（2020年9月13日）は、専攻医に登録されていない先生が受けられる最後の機会であり、その場合は事前審査申請（2019年7月～8月）をする必要があること。③専門研修施設群のスライドで、研修基幹施設、研修連携施設とともに研修協力施設について説明した。④社会医学系専攻医登録が完了した後に、専攻医を担当する指導医と指導契約を結び、書面等で記録を残すこと。⑤専門研修の方法で、副分野は3年で1分野あたり30時間程度経験すること。⑥評価・修了判定の際、多職種評価（主分野における実践現場での学習に関与した他の職種のうち、2職種以上、3名以上によって年に1回以上実施される）も必要。⑦ZENHO通信（No.10）6月20日発行によると、最新の登録状況は、指導医2,727名、専門医350名、専攻医256名、計3,333名。⑧2020年度の経過措置指導医の申請が最後の経過措置となる。2019年10月に社会医学系専門医協会のHPに申請方法掲載予定。⑨専門医・指導医の更新ルールについてで、K単位は講習会の単位であり、G単位は学会の単位となる。K単位の受講項目として、「医療倫理」「感染対策」「医療安全」は必須。臨床系専門医制度で「共通項目」として位置づけられているものでも可。e-ラーニングでの受講も可能である（レポート要）。G単位は、学会活動の促進、情報発信を行っていただきたいという思いがあり。救済のための単位取得方法も設けられているが、できるだけ、

定期的に学会にご参加いただきたい。

最後の質疑の時間には、e-ラーニングにアクセスできない（半年ほど前）。専攻医・専門医・指導医の違いは？といったご質問をいただきました。e-ラーニングは、現在はアクセスできるようになっていること、また、K 単位の必須の 3 項目に関しても受講できるように準備できていることをお知らせしました。臨床系専門医制度の「共通項目」として位置づけられている講習を受講した場合は、参加証等を保管しておいてください。また、各団体が申請し社会医学系専門医協会に登録された講習会等（ex. 結核予防技術者地区別講習会）が更新単位となることもあるので、HP でご確認いただくようお願いしました。後日、e-ラーニングに関して、2 件のお電話でのお問い合わせをいただきました。趣旨をご理解いただき、積極的に興味を持って、最新情報は HP でご確認いただくという流れに少しでもつながれば良かったのかなと思います。

### （3）東京ブロック：令和元年 8 月 1 日開催

（講師・記録：渡部裕之 千代田区千代田保健所長）

令和元年 8 月 1 日、AP 東京八重洲通り（東京駅八重洲中央口）において、保健所連携推進会議（東京ブロック）に併せて指導医講習会が開催されました。講習会の内容は東京都の研修プログラムである「TOKYO プログラム」の推進委員会が企画し、指導医の質の向上を主な目的に、「TOKYO プログラムにおける専攻医指導について～指導医からの実践報告～」というテーマで 3 人の先生方（発表は 2 人）に、それぞれの立場から発表していただきました。受講者は指導医・専門医 39 名、その他 4 名の計 43 名でした。

まず、東京都大田区保健所の高橋千香感染症対策課長から、東京都における公衆衛生医師のキャリアパス等を含む TOKYO プログラム（専攻医登録 19 名）が紹介されました。特別区保健所における専攻医の指導に際し、精神保健、成人・高齢者保健、健康づくり業務等の他課の業務について経験できるよう調整していること等が報告されました。

次に、東京都多摩立川保健所の渡部ゆう保健対策課長から県型保健所としての都保健所における専攻医の指導内容が報告され、専攻医の経験に推奨される事業リストの作成について提言されました。また当日は欠席された東京都福祉保健局の鈴木祐子疾病対策課長が作成された資料に基づき、都庁における専攻医指導について、都民という大規模集団にアプローチできる貴重な機会であることを意識した指導等について、渡部ゆう先生から代わって報告していただきました。いずれも専攻医と指導医（課長・所長）が月 1 回程度面接し、進捗を確認することの重要性が強調されました。

総合討論では、専攻医の副分野の単位取得のための業務調整や職場理解の醸成等について意見交換されました。最後に、指導医も含め単位取得のみに汲々となることなく公衆衛生マインドを伝えることが大切との指摘がありました。

発行責任者：山本長史（公衆衛生医師の確保と育成に関する委員会委員長）